

業務及び財産の状況に関する説明書類

第1期 2025年2月3日から 2025年6月30日まで

2025年8月29日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 監査法人 Innovation

所在地 東京都新宿区四谷3-13-11 Biz Feel 四谷三丁目7階

代表者 橋本 剛

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

当監査法人は、次の各号に掲げる業務を行うことをその目的としております。

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務
- ② 公認会計士法第2条第2項の業務
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補修

(2) 沿革

2025年2月3日 設立

現在に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務は、会社法監査1社、その他の任意監査4社、計5社に対して実施しました。非監査証明業務は、その他の会社等6社に対して実施しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 監査証明業務の状況

(2025年6月30日現在)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	—	—
②金商法監査	—	—
③会社法監査	1社	—
④学校法人監査	—	—
⑤労働組合監査	—	—
⑥その他の法定監査	—	—
⑦その他の任意監査	4社	—
計	5社	—

### (4) 非監査証明業務の状況

区分	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	6社	—

## 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

### (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

#### ① 経営の基本方針

当監査法人は、前例にとらわれず業界最高水準の品質を保持する「革新」的な監査法人となることをビジョンに、そのために必要な組織体制を構築しております。一人ひとりが職業的専門家として品質管理を最優先とする組織風土を維持することで、監査業務の品質の管理及び法令遵守については特に配慮しております。

#### ② 経営管理に関する措置

当監査法人の経営管理に関する措置に係る意思決定機関として「社員会」を位置づけております。社員会を少なくとも毎月開催し、また必要に応じて機動的に開催することで、重要な意思決定を行っております。この他、組織的品質管理体制の構築を推進するための様々な議論を行う会議体として「品質管理協議会」を開催することで、組織的なガバナンスの強化を図ります。決定された

重要事項については、社員会や法人代表等からのメッセージ等を通じて、社内に周知しております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人では、インサイダー取引防止規定、公認会計士法等の関係法令遵守の他、日本公認会計士協会より公表される倫理規則等を遵守し、会議やメール発信等により、法令遵守について周知徹底を図っております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(ア) 職業倫理の順守

当監査法人は、監査基準をはじめ、関連法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則等の諸規則を遵守するよう規定を定め、全職員に遵守を義務付けております。

(イ) 独立性の保持

当監査法人では、職業倫理及び独立性に関する規定を定めており、また、独立性の規定を遵守していることを確認するため、全職員に対して年に1回及び必要となる時点において、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。

(ウ) ローテーションの方針及び手続

当監査法人では、公認会計士法等に基づき、監査業の主要な担当者の長期間の関与に関する方針および手続を制定し、監査業務の長期間関与による馴れ合いを防止し、定期的かつ必要に応じたローテーション計画の策定および見直しを行っております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、「契約の新規の締結及び更新に関する規定」を定めており、独立性に問題がないことを前提として、経営者の誠実性、ビジネスモデル、ガバナンス、コンプライアンス、決算内容等を十分に確認し、社員会において、監査リスクの評価を適切かつ厳格に行い、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定しております。

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任にあたっては、品質管理を最優先とする姿勢を前提に、独立性に関する規定を順守し、社員の能力、経験等を考慮して決定しております。また、監査チームメンバーの選定にあたっては監査業務に係る業務経験や品質管理能力等を考慮し、十分な時間を確保することができる専門要員を選任しております。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

監査業務や法人運營業務の担当内容、社内外に対する指導能力等の評価基準に基づき、監査品質を重視して総合的に決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

担当業務において必要とされる能力、知識や職業倫理等を備えるために、必要な採用、教育、評価および専任に関する規定を制定しております。また、専門要員に対し、CPD 履修義務達成要件を満たしていることを確認しております。

⑤ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人では、監査チームおよび審査員又は審査会において判断に困難が伴う重要な事項等については、社員会において議論することとしており、必要に応じて当監査法人外の専門的な知識および経験等を有する者への問い合わせを実施し見解を入手する体制としております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、業務執行社員と審査員又は審査会の判断が相違する場合は、それが解決しない限りは審査が完了せず、監査報告書は発行されません。早期に監査上の判断の相違を識別し、その解決に向けて業務執行社員、審査員、品質管理担当者を交えて、協議によって解決を図っております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、業務執行社員の意見形成を客観的に評価するため、監査計画から監査意見形成まで、全ての監査業務について所定の審査の実施を求めることとしております。審査は、審査員による審査を原則としておりますが、監査リスク等を勘案して当監査法人が定める一定の事項に該当する場合には、合議制による審査の対象としております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を制定し、監査ファイルの最終的な整理を完了する期限到来時までに全監査調書を編集不可な状態に電子化したうえで、当該監査ファイルを一定のアクセス権が設定されたフォルダで管理しております。また、当該監査ファイルは品質管理責任者が管理し、情報の気密性・安全性・アクセス可能性を確保する方針としております。

⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、監査事務所の品質管理に関する方針及び手続を定めており、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び監査事務所内外への適時な情報の伝達に対処しております。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、日本公認会計士協会監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して、監査人の交代における監査業務の引継ぎについての方針及び手続を定めております。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、品質管理に関する方針及び手続を定めており、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、法人代表が最終的な責任を負

っております。また、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任部署として、品質管理部を設けております。

- ⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、監査事務所の品質管理に関する方針及び手続を定めており、監査品質に関する最終責任を負う法人代表及び品質管理部長が中心となって、品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、並びに対処するためのデザインの内容を検討し、社員会で決定しております。

- ⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理部が品質管理システムのモニタリング活動を実施し、状況について適時に社員会において報告しております。当該モニタリングの結果、発見された不備に対しては、対応策を検討し是正措置を実施しております。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士である社員以外の社員に関しては、監査証明業務の意見形成及び意見審査には関与できないものと定めております。また、公認会計士である社員は、常に職業倫理の確保及び職業的懐疑心を持って業務を遂行し、公認会計士である社員以外の者に対しては、指導及び監督の実施並びに十分な監査調書の査閲等を通じて対応しております。なお、現時点において、当監査法人には公認会計士である社員以外の社員はおりません。

- (4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

2025 年 2 月に新設されたため、また大会社等へ監査を提供していないため、現時点では品質管理レビューを受けた実績はありません。

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人代表は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

## 二. 社員の概況

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5人	人	5人

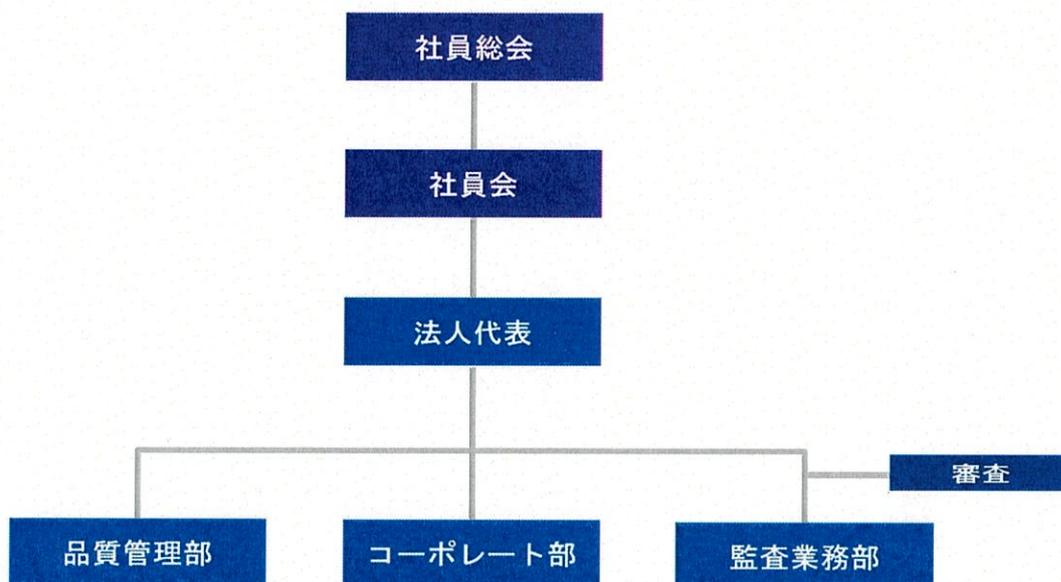
### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営全般に関する意思決定を行うため	5人	人	5人

## 三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
東京事務所	東京都新宿区四谷3-13-11 Biz Feel 四谷三丁目7階	5人	人	5人	人

## 四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第1年度 2025年2月3日～ 2025年6月30日
売上高	
監査証明業務	21,385
非監査証明業務	13,303
合 計	34,688

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

該当事項はありません。